

台風等の自然災害及び公共交通機関の運休に伴う
教育研修の休講基準について

公益社団法人福岡県看護協会

台風・豪雨等の自然災害により、交通機関が運休になった場合における本協会の教育研修の休講については、下記の取り扱いにより決定する。

1. 休講の判断基準及び決定

- 1) 台風の接近等の災害により福岡県下に「災害警報」が発令された場合
- 2) 次の二つ以上の公共交通機関の運行が福岡市内域において中止された場合
 - ・ JR 鹿児島本線
 - ・ 西鉄電車（天神⇄大牟田線）
 - ・ 福岡市営地下鉄
 - ・ 西鉄バス
- 3) 危機管理対策本部を開催し、上記 1)及び 2)を総合的に判断して休講の是非を決定する。

2. 警報等の確認

警報の発令及び解除並びに公共交通機関の運行状況の確認は、インターネット、テレビ等の報道によるものとする。

3. 研修生等への周知

休講した場合は、協会ウェブサイトに掲載する外、直接施設代表者及び研修生に電話、メール等により周知する。

4. 受講料について

休講した場合の受講料は返金するものとする。

5. 救済措置について

休講した場合は、補講その他代替措置を講じることがある。この代替措置を受講した場合は前項の受講料は返金しないものとし、受講できない場合はこの限りではない。

なお、休講しない場合において、研修生が 1.の 2)の理由により欠席した場合には、「特別欠席届」を提出することにより欠席による不利益を与えないように配慮する。

付則 本基準は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。